

て快氣を得る事其例多くあり、此事をおぼしめしけん、最上羽州最上郡の高湯へ湯治せよとの御内意下り、願書出し、御例のごとく三回二十一日の御暇にて湯治せしに、纔の日數ながら、果して旅中より氣力す、み、全快を得て歸りし、御家中の諸士、私の旅出叶はぬ事ながら、最上の高湯三回也、是元より上を欺奉る、不届の事ながら、昔より御宥恕の思召も有けらし、歸湯の上、松島の絶景のふけりも人とがめず、おほやけにも御糺なきほどの事になりければ、所又安永四年の事なり、予兼て壯健の生れながら、頭痛に泥む事他に越たり、此事有がたくも御憂おぼしめし、山上さか白峯の高湯の頭痛にしるしある事、人々の唱ふる處、又其驗もおほし、其方が不如意中々自力にてはむつかしからん、手傳ふてやる、湯治せよとの御事にて、小判などたまはり、湯治せし事あり、斯る有がたき湯治なれば、晝となく夜となく、ひた入にあまた、び浴して、湯瀧に頭をうたせしかども、其後折々はげしき頭痛の發りしは、殊にはげしきやまひなるが、きくときかぬとの人にもよるか、又湯氣に酒氣を勝たしめしゆへか、恐て恐るべき事になん、然ども今年天明九年迄、指を折て十五年なるに、三四年來は希に發る事ありながら、曾て深き泥もなし、おもへば湯治のしるしなるか、老には病の漸々に薄らぐか、抑君徳に浴せししるしなるべし、

今神温泉

〔傍廂 後篇〕今神の湯

出羽國最上郡新庄の戸澤侯の領内に、温泉五箇所ある中に、今神の湯には、熊野神社ありて、入湯の男女晝夜狭き所におしこり居る故に、密通する者あり、人の金錢を盗みかくしおく者あり、さる時は、いづくより來るらん、蛇出で、密通の男女へまとひつき、盗み隠したる上に蟠り居て、忽に露顯する故に、人々あつまりてさるをこの者は、早くふもとへおひやらへりとなん、をしへ子なる諏訪光忠が委しく去りてかたれり、

湯濱温泉

〔出羽國風土略記 四〕一湯濱温泉